

介護保険が目指しているものとは？

介護保険とは市町村が実施主体の公的扶助制度です。

ヘルパーやデイサービスなどの在宅介護サービス、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設介護サービスをイメージする人が多いでしょう。

しかし、年齢を重ねてできなくなったことを介護サービスで手助けしてもらうばかりが介護保険ではありません。

介護保険が目指すものはどんなものでしょうか？

介護保険法

(目的)

第1条

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

キーワード: 尊厳を保持、自立した日常生活、国民の共同連帯

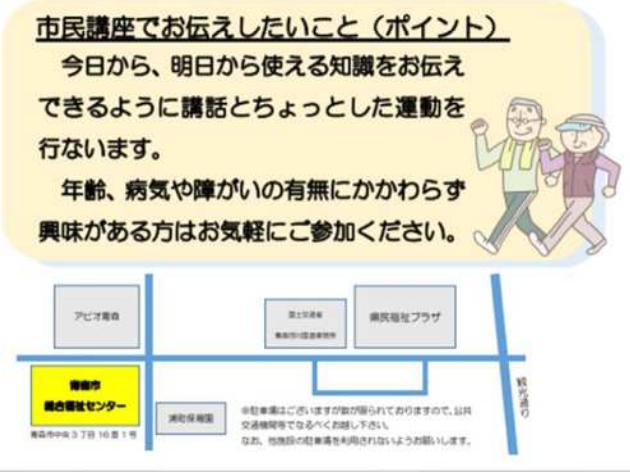
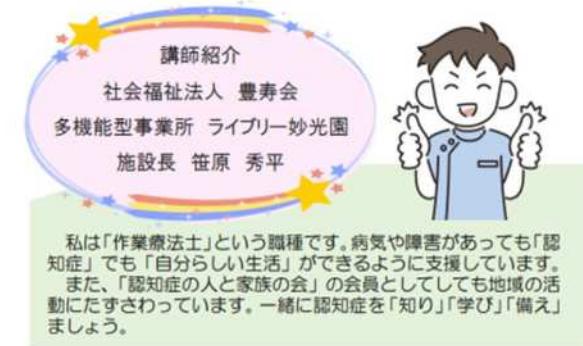
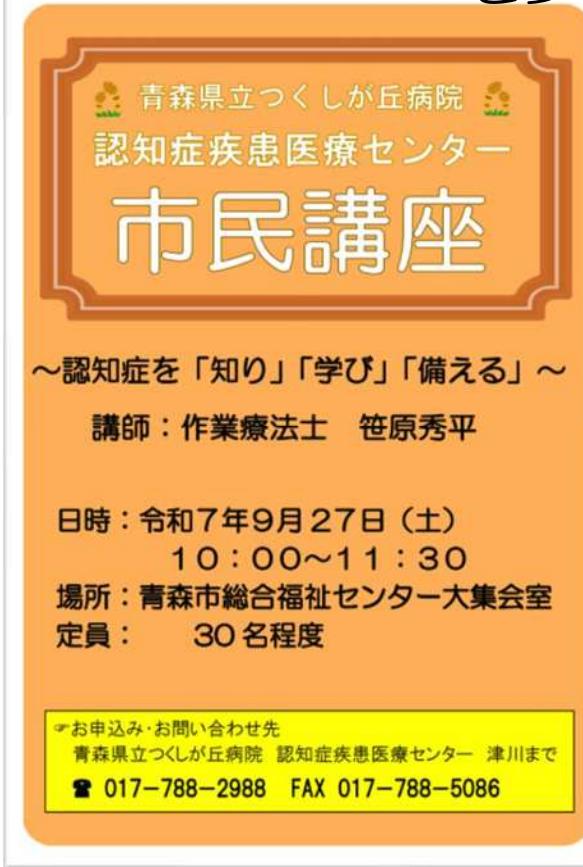
- ・高齢者の人権や意向を尊重し、プライバシーを守る。
- ・虐待の防止
- ・残存能力を活用する。
- ・家庭や地域での役割や楽しみを持ち、その人らしい生活を続ける。
- ・お互いに助け合い、支えあう。

年齢を重ねても住み慣れた地域で自分なりの役割や楽しみを持ち続け、心身の健康を維持し、互いを助け合う社会の実現を目指しています。

ケアプランには利用する介護サービスのほかに、利用者が続けたい楽しみや、家族・友人から得られる支援を盛り込む場合があります。高齢者の個別性を重視しそれぞれの人と生活を尊重した計画の作成と支援が展開されています。

市民講座を開催します！

ご参加お待ちしております



(^O^)／お知らせ

令和7年度青森市認知症フォーラム
10／11(土)会場:青森県立保健大学にて
相談ブースを設置予定です。ぜひ相談にお越しください

つくしが丘病院認知症疾患医療センター

☆認知症に関する専門的知識を持った看護師や精神保健福祉士による専門相談をおこなっています。

※要予約、相談無料

☆受診予約、その他相談お問い合わせ

月～金（土日祝、年末年始は休み）、9時～16時

電話：017-788-2988（センター直通）

発行者：青森県立つくしが丘病院認知症疾患医療センター運営チーム
〒038-0031青森市大字三内字沢部353-92